まだまだ知らない串間がたくさん！
しま再発見

宮崎大学生が感じた本市の魅力②

この春、宮崎大学の２年生が串間市に１カ月滞在しながらインターンシップ（職業体験）を行いました。
そこで感じた串間市の魅力はどんなものだったのでしょうか。
外からの視線で、串間市の魅力を再発見しましょう。

『串間市の魅力を感じて』

平井　優季（ゆき）

こんにちは。宮崎大学地域資源創成学部３年の平井優季です。

今年の２月17日から３月17日まで串間市役所の商工観光スポーツランド推進課でインターンシップを行っていました。実際に１カ月間串間市に滞在しながら活動をさせていただきました。１カ月という期間の中で串間市のすべてを堪能できないほど串間市にはたくさんの魅力が詰まっていました。

串間市で滞在して思ったことが２つあります。１つ目は、串間市は誰と来てもいろんな楽しみ方ができる場所であることです。恥ずかしながら、串間市に来たのは今回が初めてで都井岬やさつまいもが有名であることぐらいしか知りませんでした。しかし、いざ訪れてみると観光地だけではなく、自然や景色、食など串間市ならではの魅力がたくさんありました。一つ一つに触れていく中で、両親や祖父母、友人などに串間のよさを伝えたい、一緒に旅行をしたいと思うようになりました。そして２つ目は、日々の生活の中で串間市の魅力を堪能できることをとてもうらやましく感じたことです。都井岬の景色にも感動しましたが、高松キャンプ公園と海水浴場から見る夕日にも大変感動したことを覚えています。１日の疲れを癒やしてくれるこの景色を毎日見ることができるのはとてもうらやましく思うと同時に、串間市のよさをまた１つ知ることができうれしく思いました。

すっかり串間市の虜になった私ですが、まだまだ発見できていない魅力もたくさんあります。次は、１人の観光客として串間市に訪れ、串間市の魅力をたくさん発見していきたいと思います！

問 商工観光スポーツランド推進課観光スポーツランド推進係　☎55－1126

情報BOX
Information

税　金

納期限と口座振替日のお知らせ

８月31日は、
固定資産税（２期）
市県民税（２期）
国民健康保険税（２期）
介護保険料（３期）
後期高齢者医療保険料（２期）
の納期限および口座振替日です。忘れずに納めましょう。

口座振替をご利用の場合は残高の確認をお願いします。

問 税務課☎72－1115

子育て

納期限と口座振替日のお知らせ

８月31日は、保育料（８月分）の納期限および口座振替日です。忘れずに納めましょう。口座振替をご利用の場合は残高の確認をお願いします。

問 福祉事務所こども政策係
☎72－1123

イベント

親子でパン作り★参加者募集

夏休みの思い出に！親子でおいしいパンを作ってみませんか？

●**日時**＝８月20日（土）午前10時～午後１時
●**場所**＝市総合保健福祉センター内調理室
●**定員**＝先着　親子６組（対象：年長～小学生）

定員になり次第締め切らせていただきます。

●**内容**＝調理実習（指導担当：福祉事務所管理栄養士・食生活改善推進員）

新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては、中止の可能性があります。

問 福祉事務所こども政策係
☎72－1123

子育て

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の制度に基づき特別給付金を支給します。申請方法など詳しい内容については、市公式サイトをご確認いただくか福祉事務所までお問い合わせください。

●**支給対象者**

①②の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）
①令和４年３月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合20歳未満）を養育する父母など（※令和５年２月末までに生まれた新生児も対象になります）
②令和４年度住民税（均等割）が非課税の方または令和４年１月１日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

●**支給額**＝児童１人当たり一律５万円
●**支給方法**
・児童手当、特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方（申請不要）は７月に登録口座に振り込みました。
・高校生のお子さんのみで、令和４年４月分の児童扶養手当や特別扶養手当を受給していない住民税非課税の方、家計急変者については、申請手続きが必要です。申請受け付け後、審査終了後に順次指定の口座に振り込みます。

※給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります（遅れて確定申告を行った結果、住民税非課税になった場合、1人の児童について二重に受給した場合など）。

●**申請期限**＝令和５年２月28日（火）

申・問 福祉事務所こども政策係
☎72－1123

イベント

令和５年串間市二十歳の集い（仮）のご案内

令和５年串間市二十歳の集い（仮）を開催します。

民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられておりますが、本市ではこれまで通り「20歳」を対象とした式典を行います。式典の名称は、今後、参加者有志による実行委員会にて決定いたします。式典への参加方法につきましては下記のとおりです。

●**串間市に住民登録をしている方**

10月中旬ごろ、案内はがきを送付し、記念冊子にお名前を掲載いたしますので、特に手続きは必要ありません。

●**串間市以外に住民登録をしている方**

進学や就職により市外に転出した方も串間市の式典に出席できます。案内はがきを送付しますので、お申し込みをお願いします。

●**対象者**＝平成14年４月２日～平成15年４月１日に生まれた方
●**日時**＝令和５年１月８日（日）
●**受付**＝午前10時半～
●**会場**＝市文化会館
●**申し込み方法**＝お電話でお申し込みください。
●**記念冊子の名簿掲載締切**＝11月４日（金）
●**その他**
・成人者名簿への記載を希望されない方はご連絡ください。
・新型コロナウイルス感染症の影響により、式典の開催中止、または延期をする場合がございます。その際、交通機関、きもの、着付けなどのキャンセル料などの補償は行いませんので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

申・問 生涯学習課☎55－1161